

社団法人宮崎県農業振興公社業務方法書

社団法人 宮崎県農業振興公社

# 社団法人 宮崎県農業振興公社業務方法書

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が行う定款第4条に規定する事業の業務執行に必要な基本的事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 公社は、その業務の運営に当っては、宮崎県における普通公共団体及び農業関係団体等と協調して効率的に運営し、本県農業の発展に努めるものとする。

## 第2章 農地保有合理化の促進に関する事業

第3条 農業経営の規模拡大、農地の集団化を図るなど効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、次の事業を行うものとする。

- (1) 農用地又は開発して農用地とすることが適当な土地を買入れ、又は借受けてこれらの土地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合にあっては、開発後の土地）を売渡し、交換し、又は貸付ける事業
  - (2) 前項に規定する事業と併せて行う農業用施設等の売買事業
  - (3) 農作業受委託を促進するための事業
  - (4) 遊休農地を活用して経営規模拡大を図ろうとする担い手農業者等を支援するため当該遊休農地に対する土地条件等の簡易な整備を行う事業
  - (5) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとし、前項(2)の事業については、「農地保有合理化法人の行う農業用施設等売買事業実施要領」によるものとする。

## 第3章 農業の担い手の確保・育成に関する事業

第4条 将来の地域農業の担い手づくりに向け、本県において自ら農業に従事しようとする青年等（以下「青年農業者等」という。）を確保し、地域農業の担い手に誘導するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 青年農業者等への就農相談等就農啓発事業
- (2) 技術及び知識の習得、仲間づくり等の就農定着への支援事業
- (3) 青年農業者等の自主活動の促進に関する事業
- (4) 就農促進に向けた経済的支援事業
- (5) 料職業紹介に関する事業

- (6) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 就農支援資金の貸付に関する事業

- 第5条 一定の技術・経営能力を有し、将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な就農者、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者を貸付の対象として、次の資金を取り扱うものとする。
- (1) 就農研修資金
- (2) 就農準備資金

#### 第5章 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業

- 第6条 将来にわたり畜産の発展が期待される地域において高能率な畜産経営の基盤を確立するため、次の事業を行うものとする。
- (1) 草地、飼料畑、道路、施設用地の造成整備
- (2) 畜舎、飼料貯蔵施設の整備
- (3) 家畜排せつ物処理施設等の整備
- (4) 農機具等の整備
- (5) 牛の貸与等の支援
- (6) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 農業構造の改善に関する事業

- 第7条 農業生産基盤を確立するため次の事業を行うものとする。
- (1) ほ場の基盤整備に関する工事
- (2) 樹園地、草地等の造成工事
- (3) 農業関連施設等の用地造成及び維持管理に関すること。
- (4) 前各号に附帯する工事及び調査
- (5) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 農商工連携等の推進に関する事業

- 第8条 地域の基幹産業である農業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し相乗効果を発揮させることで、担い手の経営体質強化や地域経済の活性化を図るため、次の事業を行うものとする。
- (1) 農商工連携を具体化するための支援事業

- (2) 農業法人の経営力強化を支援する事業
  - (3) 他産業の農業参入を支援する事業
  - (4) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 雑 則

(業務執行の規程等)

第9条 業務方法書及び関係規程等の施行に関し、必要な事項及びこれらに定めのない事項については、必要の都度理事長が定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、(昭和35年9月10日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和38年9月10日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和40年10月11日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和42年6月6日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和43年6月28日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和47年1月11日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和47年8月25日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和48年8月15日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、(昭和49年6月20日)から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和54年6月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和62年7月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和63年6月3日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成元年7月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成3年5月28日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成6年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成6年5月27日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成9年3月28日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成18年4月1日）から施行する

附 則

この業務方法書は、（平成19年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成20年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成21年4月1日）から施行する。